## 沖縄県



①学校を通じて申請書等を提出

②認定カード・専用バス券の交付



④毎月、利用報告(余り券の返却)

⑤翌月分の専用バス券の交付

## バス利用者



③専用バス券で護佐丸バス利用







- ①支援を希望するバス利用者は、在学している学校を通じて県に申請書等を提出する。
- ②県は審査のうえ、要件を満たす利用者に認定カード・専用バス券(1カ月分)を交付する。
- ③バス利用者は、専用バス券で護佐丸バスを利用する。
- ④バス利用者は、学校を通じて毎月の利用状況を報告し、余った専用バス券を県に返却する。
- ⑤県は、翌月分(1カ月分)の専用バス券を交付する。

以降、③~⑤を繰り返す。